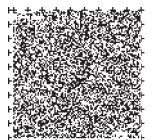


河合町第5次障がい者基本計画
河合町第7期障がい福祉計画
河合町第3期障がい児福祉計画

概要版

令和6年3月
河合町

このマークは、Uni-Voice(音声)コードです。
専用の読み取り装置またはスマートフォンの
アプリで、記載内容を音声で聞くことができ
ます。





計画の策定にあたって

● 計画策定の背景と趣旨

河合町（以下、「本町」という。）では、これまで、平成 30 年 3 月に「河合町第 4 次障がい者基本計画」、令和 3 年 3 月に「河合町第 6 期障がい福祉計画」及び「河合町第 2 期障がい児福祉計画」を策定し、障がい者施策の総合的な推進を図ってきました。

このたび、「河合町第 4 次障がい者基本計画」、「河合町第 6 期障がい福祉計画」及び「河合町第 2 期障がい児福祉計画」の計画期間が終了となることから、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証し、国や県の指針や近年行われた障がい者制度改革を踏まえて、新たな「河合町第 5 次障がい者基本計画」、「河合町第 7 期障がい福祉計画」及び「河合町第 3 期障がい児福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

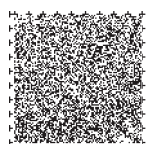
● 計画策定の位置付け

「河合町第 5 次障がい者基本計画」は、障害者基本法第 11 条第 3 項の規定に基づく市町村障害者計画であり、町が進めていく障がい者施策の基本方針や目標を総合的に定める計画です。

「河合町第 7 期障がい福祉計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第 88 条に基づく市町村障害福祉計画として障がい福祉サービス等の提供体制の確保のために、国の定める基本指針（厚生労働大臣告示）に即して定めるものとされていることから、「河合町第 5 次障がい者基本計画」の中の実施計画としての側面を持つ計画として、整合性をもって推進します。

「河合町第 3 期障がい児福祉計画」は、障害者総合支援法第 88 条に規定する障害福祉計画と一体のものとして作成することができるとなっており、本町は一体的に作成することとします。

また、本計画は、「河合町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「河合町子ども・子育て支援事業計画」等の保健福祉分野における関連計画、教育・雇用・人権・まちづくりなど関連分野における施策との連携を図りながら推進します。



● 計画の期間

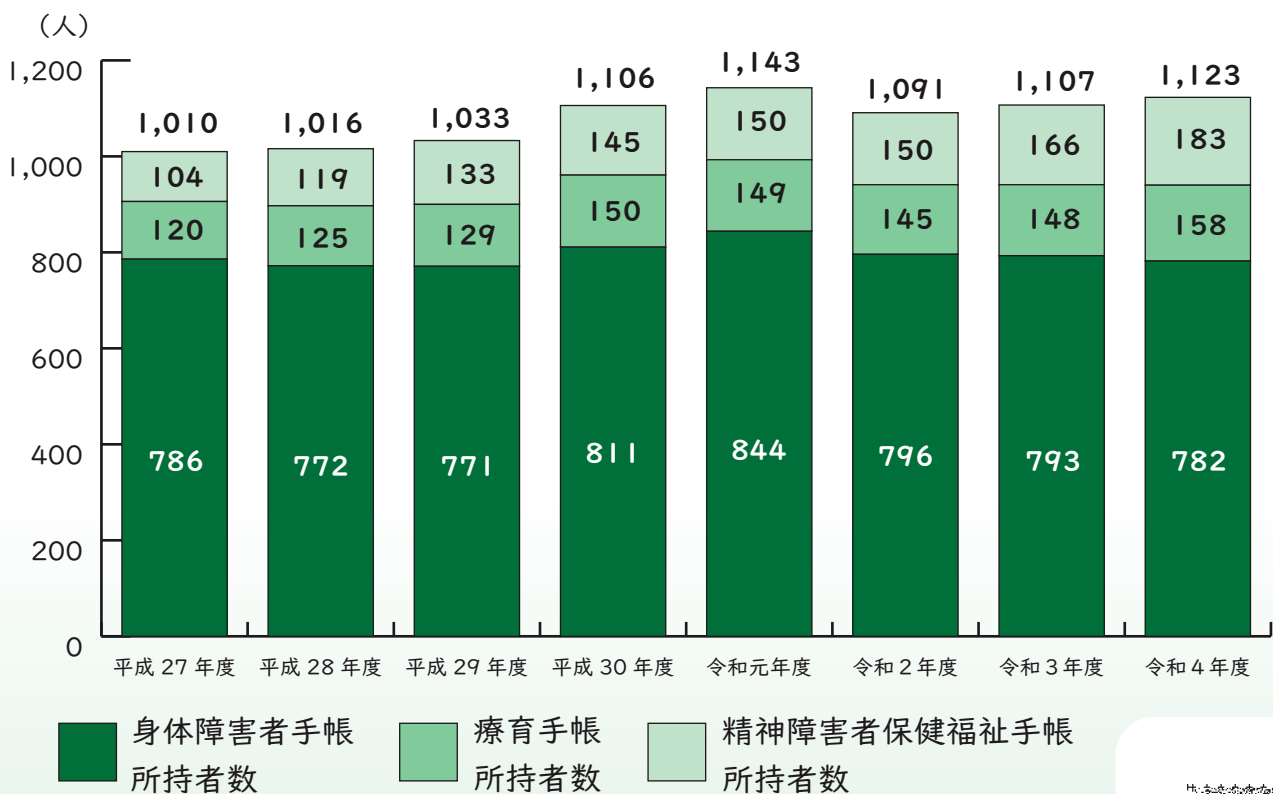
「河合町第5次障がい者基本計画」は、令和6年度からの6か年計画とし、障がい者を取り巻く社会環境に多大な影響を与える社会情勢の変化や法令・制度の変更が生じた場合は、適時に必要な見直しを行います。

「河合町第7期障がい福祉計画」及び「河合町第3期障がい児福祉計画」は、令和6年度から令和8年度までの3か年計画です。令和8年度末を見据えた数値目標を設定し、その目標達成に向けた計画とします。

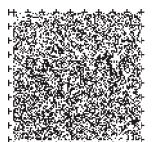
2 障がいのある人を取り巻く現状と課題

● 障がいのある人の推移

本町における障がいのある人について、身体障害者手帳所持者数は増加傾向で推移していましたが、令和元年度以降は減少に転じており、令和5年3月末現在で782人となっています。療育手帳所持者数は増加傾向で推移していましたが、平成30年以降は増減を繰り返しており、令和5年3月末現在で158人となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向で推移しており、令和5年3月末現在で183人となっています。



資料：各年度3月末



I 広報・啓発

(1) 障がいのある人に対する理解の促進

障がいのある人に対する理解を促進するため、「障害者週間」（12月3日～9日）に広報・啓発活動を推進するとともに、令和6年4月に施行される改正障害者差別解消法の周知を図り、障がいのある人もない人も安心して暮らせるまちの実現を目指します。

■**主な施策** 広報紙等による啓発、「障害者週間」の周知、啓発イベント、ヘルプマークをはじめとした障がいに関するシンボルマークの普及

(2) 障がいを理解するための福祉教育の推進

学校教育や福祉に関わるテーマの学習会などを通じて、障がいへの理解を深めるとともに、福祉の心や実践力の育成を図ります。

■**主な施策** 共に学ぶ教育の推進、障がい等に対する理解を深めるための教育の推進

(3) ボランティア活動の活性化

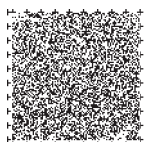
障がいのある人の生活を様々な場面で支援を行うことができる各種ボランティア活動の活性化に努めます。

■**主な施策** ボランティア活動の啓発、学校教育等によるボランティア意識の醸成、ボランティア講座等の開設、ボランティア活動への支援、障がいのある人のボランティア活動促進

(4) 情報提供の充実

障がいがあっても必要とする情報に簡単にアクセスし、利用することができるよう、それぞれの障がい特性に配慮した情報提供手段の充実を図ります。

■**主な施策** 視覚障がいのある人に対する情報提供の充実、聴覚障がいのある人の言語としての情報提供の充実、広報媒体の検討、情報の提供



(5) 差別の解消及び権利擁護の推進

誰もが住みやすいまちづくりを実現するため、「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」を定めた障害者差別解消法の広報・啓発活動を推進します。

また、障がいがあっても、尊厳のある本人らしい生活が継続することができるよう、権利擁護体制の充実を図ります。

■**主な施策** 差別解消のための取り組み、権利擁護に関する啓発、日常生活自立支援事業、権利保護に対する支援（成年後見制度利用支援事業）、虐待防止に関する取り組み

2 生活環境

(1) ユニバーサルデザインの推進

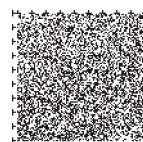
ユニバーサルデザインの視点により、安心して安全な移動環境と空間の確保に向け、ソフトとハード両面にわたるやさしいまちづくりを推進します。

■**主な施策** 公共施設等の整備、安全で快適な道づくり、公共交通・移動手段の利便性の向上

(2) 移動手段の確保

障がいのある人の社会参加を促進するために、障がい福祉サービスや移送サービス事業の充実に努めます。

■**主な施策** 移動の支援、移動困難な人への移送サービス事業の充実



(3) 防災・防犯対策の推進

地域の中で、安全かつ安心して日常生活を過ごすことができるよう、平常時より、防犯・防災に関する情報を配信するなどして、災害や犯罪被害の発生・拡大の防止を図ります。

また、把握した避難行動要支援者の情報を活用できるよう、避難支援を行う体制づくりのほか、障がい特性に応じた避難所の運営体制などの課題解決に取り組んでいきます。

■**主な施策** 地域での防災・防犯体制整備、障がいのある人に配慮した防災知識の普及・啓発、避難行動要支援者の把握と活用、災害情報伝達体制の整備、災害時の避難所における支援体制の整備、消費者トラブルの未然防止

3 生活支援

(1) 相談体制の充実

障がいのある人及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、関係機関との連携のもと、課題解決に向けた適切なサービスにつなげられるよう、地域における相談支援体制の充実を図ります。

■**主な施策** 相談機関等の連携、相談体制の整備、総合的な相談

(2) 障がい福祉サービス等の充実

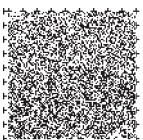
障がいのある人の地域生活を支援するため、障がい福祉サービスを適切に提供するとともに、サービスの質の向上を目指します。

■**主な施策** 在宅生活支援の充実、福祉用具等に関するサービスの充実、精神障がい者福祉の充実、移動支援事業、地域活動支援センター事業

(3) コミュニケーション及び意思疎通支援体制の充実

手話通訳者や要約筆記者の派遣、視覚障がい者への音声による表現、点字への翻訳など、障がいのある人となない人との相互のコミュニケーションの充実を図ります。

■**主な施策** 手話通訳者・要約筆記者派遣事業、意思疎通支援の充実、手話の普及・啓発



4 教育・育成

(1) 障がいのある子どもの療育・保育・教育の充実

障がいのある子どもに対し、その成長過程に応じた良質かつ適切なサービスを提供するため、療育・保育・教育に関わる施設の受け入れ体制を整備するとともに、地域社会全体での継続的な支援につなげていきます。

■**主な施策** 障がい児等の発達支援の推進、障がい児保育・教育の充実、児童発達支援の充実、医療的ケアが必要な障がい児への支援

(2) 学校教育・放課後対策の充実

すべての子どもたちが、その持てる力を高め、一人ひとりの能力・特性等を最大限に伸ばできるよう、インクルーシブ教育を推進していきます。

また、放課後における障がいのある児童の受け入れを増やし、障がいのある児童の放課後活動の場を確保・拡大するとともに、放課後等デイサービスの拡充や、提供されるサービスの質の向上に努めます。

■**主な施策** 教育支援の充実、特別支援教育の推進、施設・設備のバリアフリー化、放課後等デイサービスの充実、放課後児童健全育成事業（学童保育）の充実

5 雇用・就労

(1) 就労支援体制の構築

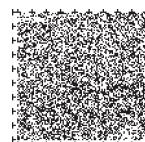
就労意欲のある障がい者を支援するため、就労移行支援や就労継続支援、就労定着支援等の障がい福祉サービスの適正な利用を促進します。

■**主な施策** 就労支援体制の構築、連絡調整、福祉的就労等から一般就労への移行促進

(2) 福祉的就労の充実

一般就労が困難な障がい者について、地域において働きながら生活していけるよう、福祉的就労の場の確保に努めます。

■**主な施策** 就労継続への支援、福祉的就労の安定・拡大、就労支援体制の強化



(1) 障がいの早期発見・早期療育体制の充実

乳幼児健康診査などの健診、子どもの発達相談などの相談活動の充実を図るとともに、特に近年増加の傾向がみられる発達障がいなど、配慮を必要とする子どもやその家庭に対し、早期からの支援を進めます。

■**主な施策** 妊婦健康診査の充実、乳幼児健康診査の充実、訪問指導の充実、相談事業の充実、疾病の予防、早期発見・適切な対応

(2) 保健・医療サービスの充実

障がいのある人もない人も、ライフステージに応じた健康の維持・増進を図るため、障がいの原因となる疾病等の予防や障がいの早期発見・早期対応など、保健サービスの充実を進めます。

■**主な施策** 障がいのある人への診療体制の充実、総合的な支援体制の確保、行動障がいのある人に対する支援、医療費の助成、二次障がいの予防

(3) 健康の保持・増進

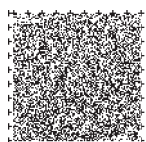
障がいの原因となる生活習慣病の予防などのため、相談や健診など予防活動の充実を図ります。

■**主な施策** 健康診査及び予防接種事業の充実、健康教室・健康相談の充実、生活習慣改善指導の充実、訪問指導の推進

(4) 精神保健福祉の推進

障がい特性や精神保健福祉の相談にも対応した、より専門的な相談ができるよう、相談体制の充実を図ります。

■**主な施策** 高次脳機能障がいへの対応、発達障がいへの対応、精神保健相談の充実、こころの相談の充実、自殺予防への対策



7 生涯学習・スポーツ・文化活動

(1) 生涯学習活動の推進

障がいのある人の社会参加を促進するために、生涯学習の機会を提供し、豊かな日常生活を支援します。

■主な施策 生涯学習活動の推進

(2) スポーツ・レクリエーションの推進

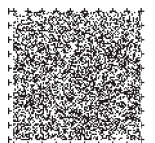
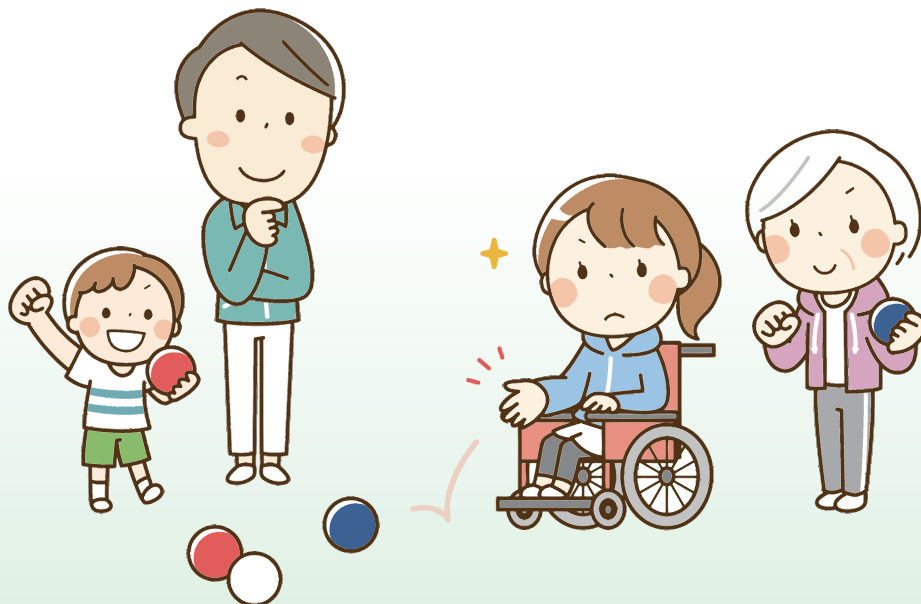
障がいのある人でも参加・利用できるメニューの拡充を図り、障がいがある人も気軽にスポーツ・レクリエーションに参加できる環境づくりに努めます。

■主な施策 社会資源の整備、スポーツやレクリエーションの拡充

(3) 文化活動の推進

障がいのある人でも参加・利用できる制度の充実を図り、気軽に文化活動に親しめる環境づくりに努めます。

■主な施策 文化活動の推進、文化芸術施設の活用促進





河合町第7期障がい福祉計画の数値目標

● 施設入所者の地域生活への移行

	令和4年度末【実績】	令和8年度末【目標】
施設入所者数	16人	15人
地域生活移行数（移行率）	0人	1人
減少数（削減率）	0人	1人

● 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健・医療・福祉関係者による協議の場	令和5年度末【実績見込み】	令和8年度末【目標】
開催回数	4回	年2回以上（圏域で実施）
関係者参加人数	12人	12人以上
年間目標設定及び評価の実施回数	1回	年1回以上（圏域で実施）

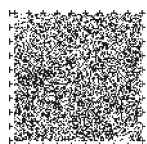
● 地域生活支援の充実

	令和5年度【実績見込み】	令和8年度【目標】
地域生活支援拠点等の整備箇所数	未整備	1か所以上

● 福祉施設から一般就労への移行等

	令和5年度末【実績見込み】	令和8年度末【目標】
一般就労への移行者数	3人	3人
うち就労移行支援事業利用者	1人	1人
うち就労継続支援A型利用者	1人	1人
うち就労継続支援B型利用者	1人	1人
就労定着支援事業の利用者数	4人	5人

● 相談支援体制の充実・強化等



	令和5年度末【実績見込み】	令和8年度末【目標】
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	実施	圏域で実施

● 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

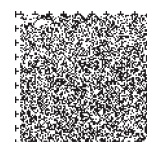
	令和5年度末【実績見込み】	令和8年度末【目標】
障害者自立支援審査支払等システムによる 審査結果の共有・分析のための協議	4回	年4回以上（圏域）
都道府県が実施する研修への町職員の参加	1人	6人/年



河合町第3期障がい児福祉計画の数値目標

● 障がい児支援の提供体制の整備等

	令和5年度末【実績見込み】	令和8年度末【目標】
児童発達支援センターの整備（整備箇所数）	未整備	圏域で1か所以上
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	未整備	圏域で構築
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保（設置箇所数）	未整備	圏域で構築
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの確保（設置箇所数）	未整備	圏域で構築
医療的ケア児支援の協議の場（保健、医療、障がい福祉、保育、教育等各分野の協議の場）の設置	取り組みなし	圏域で構築
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	1人（圏域）	圏域で1人以上





河合町第5次障がい者基本計画
河合町第7期障がい福祉計画
河合町第3期障がい児福祉計画
【概要版】



編集・発行 河合町 福祉部 福祉政策課

〒636-8501 奈良県北葛城郡河合町池部 1-1-1

電話：0745-57-0200（代表） ファックス：0745-58-2010

